生徒指導調査研究委員会設置要綱

(目的)

第1条 児童生徒の生徒指導上の諸問題等の解明に向け、児童生徒の学校生活状況をとおして、生徒指導の機能を生かした支援等の在り方及び望ましい教育相談の在り方等に視点をあて、その基本的な対応について調査研究し、学校現場における指導の充実を図るため、生徒指導調査研究委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(業務)

- 第2条 本委員会は、前条の目的を達成するために以下の業務を行う。
 - (1) 生徒指導等の諸問題についての実態や、学習活動・教育相談活動等の現状や問題点等について調査・分析し、さらに、対策について検討・協議する。
 - (2) 協議結果については報告書を作成し、千葉市小・中・特別支援学校及び関係機関の参考に供する。

(組織)

第3条 委員会の委員は次の者とする。

学識経験者、小・中学校長会代表、青少年サポートセンター所長、小・中学校 教頭会代表、小・中学校生徒指導代表、教育相談担当者、養護教諭

- 2 委員会は、委員長及び副委員長をおく。
- 3 委員長及び副委員長は、委員が互選とする。

(運営)

第4条 委員会は、委員長を中心に運営する。

(専門部会)

- 第5条 委員会には、委員会の審議を補佐するため、必要に応じて専門部会をおく。
 - 2 専門部会の部員は次の者とする。

小・中学校の生徒指導担当者、教育相談担当者、養護教諭、必要に応じて特別支援教育コーディネーター受講者等。

- 3 専門部会には、部長、副部長及び報告責任者をおく。
- 4 部長及び副部長は、委員の互選とする。
- 5 協議内容や結果については、部会でまとめるものとする。

(期間)

- 第6条 委嘱期間は1年間とする。(事務局)
- 第7条 委員会及び専門部会の事務局を、千葉市教育委員会学校教育部教育支援課におく。 付則
 - (1) 本要綱は、平成 3年4月1日から実施する。
 - (2) 本要綱は、平成 5年4月1日一部改正する。
 - (3) 本要綱は、平成 7年4月1日一部改正する。
 - (4) 本要綱は、平成 9年4月1日一部改正する。
 - (5) 本要綱は、平成11年4月1日一部改正する。
 - (6) 本要綱は、平成13年4月1日一部改正する。
 - (7) 本要綱は、平成15年4月1日一部改正する。
 - (8) 本要綱は、平成17年4月1日一部改正する。
 - (9) 本要綱は、平成24年4月1日一部改正する。
 - (10) 本要綱は、平成29年4月1日一部改正する。
 - (11) 本要綱は、令和 2年4月1日一部改正する。